

中国における知的所有権侵害の実態とその対策

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田幸雄

はじめに

中国はWTO加盟に伴い、一般貿易について対外的な開放度（市場開放）を広げ、国際標準にしていくことが求められている。同時に、貿易に係る知的所有権保護の強化も必要になる。WTO加盟国のうちTRIPS（Trade Related Aspects of Intellectual Property）の要求基準を満たしている国は必ずしも多くないというが、だからといって中国もこの標準を満たさなくてもいいというものではない。

このため、中国は、知的所有権関連法として著作権法、商標法、特許法の改正にも着手しているという。TRIPS合意と中国の知的所有権関連法については、際立って大きな違いはない（Douglas Clark：香港のLovells法律事務所の弁護士）。問題は、法制面よりも実態面である。ニセモノ商品が相変わらず市場で大きなシェアを占めている。

以下、(1)中国における知的所有権侵害の実態、(2)知的所有権侵害が多い理由、(3)中国の知的所有権法制について見てみたい。

1. 知的所有権侵害の実態

国際商工会議所（ICC）によると、全世界の模倣被害額は世界の貿易額の5～7%であるという。そして、古いデータではあるが「2000年度特許庁模倣被害実態調査」によると、模倣品の製造国・地域の比率上位は、中国34%、台湾18%、韓国14%である。日本企業が中国市場で被る工業製品の模倣品被害は、日本貿易振興機構北京センターと中国日本商工会が行っている調査（2004年）によると、中国進出日系企業1,890のうち約63%が何らかの被害を受けているという。2002年に比べて9.3%

増えているそうである。

中国は、日本よりも早く知財専門の法廷を設置しているが、2006年1月に開催された全国高等法院院長会議の席上、2005年1月から11月の間に全国の法院が受理した知財刑事事件が3,250件（前年同期比28%増）、民事事件（一審）が1万2,700件（同27%増）であったことが公表された（知識産権報 2006年1月16日）。

毎年1月に知財ウィークと称して、ニセモノ製品の取締りなどが全国一斉に行われている。2006年1月12日には、廈門税関は押収した海賊版DVDなどのディスク1万3,000点を処分した。ハリポッターなど外国の作品ばかりでなく、中国国内の映画のDVDもあったという。また、この中にはソニーエンターテインメントの著作権を侵害しているゲーム用ソフト680枚も含まれていた（中国広播網 2006年1月13日）。

このようなニセモノ商品の横行は、中国に進出している企業にとって深刻な問題をもたらしている。販売実績が伸びない原因の1つにもなっている。しかし、それ以上に問題なのは、当該企業の製品の品質に対する消費者の不満が増すことである。上述のケースと同様、中国進出企業の大半が、中国工場で生産している製品生産量のほぼ30%相当のニセモノが出回っているであろうという。企業は、ニセモノ商品とのイタチごっこを強いられる側面もある。頻りに商品パッケージを変更したりしないわけにいかず、コスト負担を大きくしている。

2. 知的所有権の侵害が多い理由

なぜ知的所有権の侵害が、このように多いのか。製造・販売者側と取締り側の双方に問題がある。

製造・販売者側では、まず第1に中国の製造技術の向上や、高級なコピー機を中国の企業が購入できるようになったことが指摘される。パッケージだけでは、ほとんど見分けがつかなくなっている。第2に台湾のニセモノ製造業者が、中国に製造工場を設立している。中国と台湾がWTOに加盟すると、台湾は中国との直接取引が可能になる。台湾がニセモノ商品の温床であるところ、中国との交流が深まるとニセモノの製造拠点としての中国（大陸）の存在意義が、ますます大きくなりそうだ（Douglas Clark *Ip Right Protection Will Improve in China-Eventually* The China Business Review May-June 2000 at 22-29）。第3に外国企業が中国を製造拠点として活用する上で、製造工程を簡素化（部品の数を減らしたり、組立て工程を減らしたりする。）するという努力がある。このこともニセモノの生産を容易にする一因になっている。

取締り側には、問題点が2点ある。第1は、ニセモノの取扱業者などに対する制裁措置が緩いことである。罰金や制裁基準が低く、1998年の場合、罰金の平均は僅かに5,805円でしかなく、懲役が科されたものはいないということである。ある日本のメーカーがオートバイの外観をまねされ、商標侵害もあることから、ニセモノの製造・販売業者を国家工商行政管理局に訴えた。工商行政管理局は、オートバイを押収したが、商標を取るだけでオートバイは返してしまったという（中島敏弁護士・弁理士）。第2は、中国工商行政管理局や版權局など、ニセモノを取締る行政機関が、行政改革の影響もあり、もともと多くない人員がさらに減少しており、効果のある取締りができないという現状がある。従って、取締りで告発されたものなども、氷山の一角である。中国政府としてもこの状況を座視できなくなっていることは事実である。

米国スターバックスが、上海星巴克公司を相手取って著名商標使用に基づく商標権侵害の訴えを起こした裁判の判決が、2006年1月に下された。

米国スターバックスの中国名が「星巴克」であるところ、上海の会社が同様の商標で営業開始したのを不正競争であり、著名商標侵害であるとしていたものである。上海市第二中級人民法院で、米国スターバックスの訴えが認容され、上海星巴克公司に50万元の損害賠償命令が下された（新快報2006年1月3日）。

このように外国企業による権利侵害の訴えも増えている。イタリアのチョコレートブランドのフェレロもニセモノ・メーカーに対する生産停止の訴えで勝訴した（北京現代商報 2006年1月13日）。しかし、相変わらずスーパーなどでニセモノが販売されているという。ニセモノが出回り続けることに関しては、上述したが、刑事罰や民事の損害賠償額が低く、摘発されたとしても、このコストのほうがニセモノの生産・販売利益よりも大分少ないということもありそうである。

3. 知的所有権法制

(1) 特許法

特許については、特許法（1984年3月12日公布、1985年4月1日施行。1992年9月4日第1次改正・公布、1993年1月1日施行。2000年8月25日第2次改正・公布、2001年7月1日施行）、および特許法実施細則（2001年6月15日公布、2001年7月1日施行）により規律されている。

特許の認定基準は、発明および実用新案の場合、新規性、進歩性および実用性を備えていることである（特許法第22条第1項）。上記の事案で創造性といわれているのは、特許法第22条でいう新規性に相当する。新規性とは、「出願日前に同様の発明または実用新案が国内外の出版物に公に公表されたこと、国内で公に使用されたことまたはその他の方式で一般に知られたことがない）……」ことなどをいう（特許法第22条第2項）。

(2) 商標法

商標法は、1982年8月23日に公布され、1983年3月1日から施行されているが、1993年2月22日に第1次改正、1999年7月1日施行があり、現行の商標法は2001年10月27日第二次改正公布、2001年12

月1日から施行されている。また、商標法をより具体的に規範化する商標法実施条例（2002年8月3日公布、2002年9月15日施行）がある。さらに、パリ条約、マドリッド条約、ニース条約およびTRIPS協定に加入しており、国際条約の適用を受ける。

商標法の特徴として、以下の諸点があげられる。

第一に、登録商標の範囲である。登録商標には、団体商標および証明商標も含まれる（商標法第3条。以下、条文を示したものは、何れも商標法の条文である。）。

第二に、商標保護の問題である。これには、(1)登録商標、(2)未登録商標、(3)著名商標の保護がある。(1)から(3)のいずれもWTO加盟に伴う法改正として認められたものであり、TRIPS協定の規定に沿うように改正が行なわれている。中国国内で登録された商標はもちろん、中国で未登録の商標であっても、著名商標として認定されるときには、保護される（第13条）また、著名商標の認定基準は第14条による。第14条は、次の通り規定する。

- 「(1)関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (2)当該商標の継続的な使用期間。
- (3)当該商標のあらゆる宣伝業務の継続期間、程度および地理的範囲。
- (4)当該商標の著名商標としての保護記録。
- (5)当該商標が著名であることのその他の要素。」

実務上は、2000年6月に中国の主管部門が発布した「全国重点商標保護目録」があり、これに登録されている商標が著名商標として保護される。

第三に、商標出願は、先使用原則ではなく、先願原則をとっている（第29条）。

第四に、商標権侵害保護については、以下の何れか一の行為があったときに、商標権の侵害と認定される（第52条）。

- 「(1)商標登録者の許諾を得ずに、同一商品または類似商品に当該登録商標と同一または類似の商標を使用したとき。
- (2)登録商標専用権を侵害する商品を販売したとき
- (3)他人の登録商標の標識を偽造し、もしくは

は無断で製造し、または偽造し、もしくは無断で製造した他人の登録商標の標識を販売したとき

- (4)商標登録者の同意を得ずに、当該登録商標を変更し、かつ変更した当該商標を使用する商品を市場に投入したとき
- (5)他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらしたとき」

まとめ

知的所有権法制については、極めて概略しか紹介しなかったが、法制度自体は先進資本主義国と同様の整備がされていると評価される。しかし、この適用ができていないということである。

知的所有権侵害が、上記のとおり多くても、それでもなお外国企業が次々に中国にR&Dセンターを開設することが報じられている。果たして外国企業の知的所有権は、保護されるのであろうか。R&Dセンターから技術が漏洩するような心配はないのだろうか。

最近、中国国内の大企業、例えば、「海爾（ハイアール）」などの会社のニセモノも中国国内で出回ることが多くなってきたことから、国内業者がニセモノの取締りを強化するよう中国政府に圧力をかけ始めるということも生じ始めている。元オリンピックの体操金メダリスト・李寧が設立したスポーツ用品も20～30%の割合でニセモノがあると訴えている。

外国企業の訴えよりも、中国企業が被害を受けて、知的所有権保護を訴えるというほうが中国政府に対しては効果的かも知れない。中国企業が、知的所有権が保護されることにより利益を確実に生む構造になることを意味する。これによって、中国人の意識改革も進むことが期待される。

知的所有権保護に関しては、外圧よりも内圧が効果を生む時期になりつつある。もっとも、筆者がこのようなことを予測してから数年経つが、まだ動きはスローモーである。中国の知財保護意識は、駅構内に入る電車か？音だけ騒がしいが、動きはスローモー。早い動きを期待したい。